

令和8年度 宮城県立迫支援学校高等部 入学者募集要項

1 募集学科、修業年限及び募集定員

普通科 修業年限 3年 募集定員 11人

2 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害（※1）がある者で、令和8年3月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内（登米市）に住所を有する者。

※1 「学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の知的障害」

（1）知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。

（2）知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。

<留意事項>

- ① イ 中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、特別支援学校（知的障害）を志願する場合は、特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。
ロ ただし、中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、通常の学級又は特別支援学級（知的障害以外）に在籍している場合は、知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会で知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付することにより受検を可とする。
- ② 宮城県立特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園等を志願する者は、原則として事前に教育相談を受けること。
- ③ 出願できる特別支援学校高等部・専攻科及び支援学校高等学園等是一个の学校に限るものとする。出願した学校に合格した場合は、公立高等学校の第一次募集及び公立特別支援学校の第二次募集を併願することは認めない。また、第二次募集で合格した場合は、他の公立学校に出願することはできない。
- ④ 特別支援学校高等部及び支援学校高等学園等に出願できる者は、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部及び支援学校高等学園のいずれにも在学していない者とする。

3 出願制限

- （1）出願できる県立特別支援学校高等部は、一个の学校に限るものとする。
- （2）県立支援学校高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者は、県立支援学校高等学園等の第二次募集と特別支援学校高等部の第一次募集を併願することができる。
- （3）県立支援学校高等学園等の第二次募集に合格した場合は、県立特別支援学校高等部の第一次募集を受検することはできない。
- （4）出願した知的障害の県立特別支援学校高等部に合格した場合は、公立高等学校への出願は認めない。

4 出願書類

- （1）入学願書（本県所定様式）
- （2）調査書（本校所定のものに記入し、出身学校長が証明したもの）
- （3）個人調査書（本校所定のものに記入し、本人の写真を貼付すること）

- (4) 療育手帳の写し等又は就学支援委員会資料の写し等（通常の学級又は知的障害以外の特別支援学級に在籍している場合）
- (5) 出願者一覧表（本校所定のものに記入し、出身学校長が証明したもの）
- (6) 受検票送付用封筒 ※ 願書を持参する場合は必要なし。
※ 郵送の場合：長形 3 号（縦 235mm×横 120mm）封筒に簡易書留速達
料金の切手を貼付し、宛名は出身学校長とする。

※（１）、（２）、（３）、（５）の様式は本校ホームページからダウンロードが可能。ただし、令和 7 年 1 1 月 1 4（金）より令和 8 年 1 月 2 1 日（水）までとする。

5 出願期間

- (1) 令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）から令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）までに、出願書類を取りまとめて、郵送または持参すること。提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書きすること。
- (2) 受付は、土曜日、日曜日を除く、午前 9 時から午後 4 時までとする。郵送する場合であっても、受付最終日の午後 4 時まで必着のこと。

6 出願先

〒 9 8 7 - 0 5 1 3 登米市迫町北方字大洞 5 9 番地 1 0 宮城県立迫支援学校長あて

7 入学者選考

- (1) 選考は宮城県教育委員会の定める「令和 8 年度宮城県立特別支援学校高等部（知的障害）入学者選考要項」に基づいて実施する。
- (2) 選考日時：令和 8 年 1 月 1 5 日（木） 午前 9 時 1 0 分～面接終了まで
- (3) 選考場所：宮城県立迫支援学校 登米市迫町北方字大洞 5 9 番地 1 0
- (4) 選考方法：①出願書類の審査 ②諸検査と観察 ③面接（保護者同席 一人 1 0 分程度）
- (5) 選考日程： 9：10～ 9：30 受付
9：35～ 9：45 オリエンテーション
9：50～10：35 諸検査・観察
10：40～12：30 面接（保護者 1 名同席）
- (6) その他：受検者は、受検票、上履き、筆記用具を持参の上、保護者同伴で来校すること。

※やむを得ない理由で検査を受けられなかった者を対象として、1 月 1 9 日（月）に追検査を実施する。出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合は、選考日当日の午後 4 時まで申請書（様式第 7 号－1）を F A X で本校校長へ送付し、電話連絡をすること。また、1 月 1 6 日（金）午後 5 時までに、追検による選考申請書（様式第 7 号－1）の原本及び証明書類等を、本校校長へ持参する。

※身体上のこと等で特に配慮を要する者は、事前に連絡の上、1 2 月上旬をめどに、できるだけ早い時期に、配慮申請書（様式第 8 号－1）により申請する。

8 合格発表

- (1) 令和 8 年 1 月 2 1 日（水） 午後 3 時
- (2) 本校小・中学部玄関に受検番号を掲示する。
- (3) 出身学校長に通知し、出身学校長を経て本人に通知する。
- (4) 発表後、選考結果を担当等が当日の午後 5 時まで必ず受領すること。当日難しい場合は、連絡を入れて、翌日まで受領すること。

9 学力検査教科別得点の口頭請求による開示（簡易開示）について

本校の入学者選考では、教科の学力検査を実施していないので、簡易開示の対象とはならない。

10 その他

- (1) 出願に係る手数料は、徴収しない。
- (2) 出願者が出願を取り消す場合は、事前に連絡の上、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届（様式第3号）により出身学校長を経て、速やかに本校校長に届け出るとともに、受検票を返還する。
- (3) 本校において受理した書類（受検票送付用封筒、切手等を含む。）は、出願の取消等があっても返還しない。